

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

県発注工事の入札・契約に係る特例措置について（通知）

平成25年2月より入札不調対策として実施している入札・契約制度の特例的緩和措置について、今後も建設業界の技術者不足等に起因する入札不調が懸念されることから、令和4年度も継続されることになりましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

記

1 特例措置（入札不調対策）の概要

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和

工事現場間相互の間隔が10km以内の工事2件について兼任可

(2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和

(ただし、本県工事以外の工事との兼任は、当該発注機関の承諾がある場合に限る。)

① 兼任要件の緩和

○ 設計金額の上限引き上げ

3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）

○ 兼任件数の緩和

現場代理人1人に対して3件以内

(ただし、県工事以外の工事と兼任する場合は2件まで)

○ 現場間の距離要件の緩和

現場間の移動時間が30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

② 設計金額3,500万円以上の工事（建築一式工事は7,000万円以上）の現場代理人の兼任承認

建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす工事は、2件まで兼任を認める。 現場間距離10km以内

③ 雇用要件の緩和

○ 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

受注者と変更日の前日以前に直接的な雇用関係があること。

「直接的な雇用関係」とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、したがって、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての県発注工事及び工事に係る調査、測量、設計業務の入札において、入札者が1者の場合でも入札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

指名競争入札における同一の入札参加者への下請について、受注者からの申請により原則承認する。

2 特例措置の適用対象

本県発注の建設工事及び工事に係る調査、測量、設計業務について適用する。

3 特例措置の適用期間

特段の入札制度改善がある場合を除き、令和4年度において適用する。

お問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

契約・建設業グループ

TEL：089-912-2643（係直通）